

【2025年11月5日発行】

■■ 人事労務マガジン／定例第181号 ■■

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省X・Facebookは、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式X>

<https://x.com/mhlwtwitter>

<厚生労働省公式Facebook>

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【目次】

1. 「過重労働解消のためのセミナー」参加者募集 全国47都道府県の会場とオンラインにて開催
2. 11月は「過労死等防止啓発月間」です
「過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消キャンペーン」を実施
3. 働き方改革推進支援助成金の交付申請期限が迫っています
4. 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です
5. 女性が安心して働ける建設現場づくりを支援します
人材確保等支援助成金 女性専用作業員施設設置経費助成のご案内
6. 「令和7年度生涯現役地域づくり環境整備事業情報交換会」を11月17日に開催します
7. 「高年齢者活躍企業コンテスト」の応募を受け付け中
8. 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です
9. 11月27日開催 「テレワークセミナー」(広島会場・オンライン)参加者募集中
第7回テーマは「地方でのビジネス実践もテレワークは不可欠」
10. 全国47都道府県に設置 「働き方改革推進支援センター」をご活用ください
11. 11月・12月「仕事と育児・介護の両立支援に関するセミナー」のご案内
主催セミナーに加え、オンライン・各会場での共催セミナーを実施します
12. 改正育児・介護休業法 今年10月1日施行開始
企業の課題や疑問点などの解決のため、プランナーによる無料支援をご活用ください

13. 12月は「職場のハラスメント撲滅」月間です
14. 「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」を12月10日に開催します
ハラスメント対策に関心のある事業主、相談窓口担当者の皆さまへ
「職場におけるハラスメント対策研修」の聴講者募集中
15. ミドル・シニア層向けセミナー「いきいきキャリアプラン塾」の参加者募集中
16. 「令和7年版 労働経済の分析」を公表しました
分析テーマは「労働力供給制約の下での持続的な経済成長に向けて」
17. 「労使関係セミナー in青森」の参加者募集中
18. 事業主の皆さまへ 労働基準法等の届出に関する「電子申請様式作成支援ツール」のご案内【再掲】
19. 「労働契約等解説セミナー」を開催中【再掲】
20. 「教育訓練休暇給付金」が創設されました
労働者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に給付金が支給されます【再掲】
21. 12月13日開催 第4回ろうきょうオンラインセミナーの参加者募集中 テーマは「ミドル・シニアの働きがい向上・雇用の創出～労働者協同組合が活躍の舞台！」【再掲】

【トピック1】「過重労働解消のためのセミナー」参加者募集
全国47都道府県の会場とオンラインにて開催

働き過ぎは、企業の生産性低下や人材不足のリスクを引き起こします。
無料セミナーで、労務管理改善に役立つ知識とノウハウを学びませんか？

過重労働解消のためのセミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「実務的に使える知識」を社会保険労務士などの専門家が解説します。

全国47か所の現地開催、またはオンライン開催から、ご都合に応じて選択できます。

また、特別企画として「業務効率化セミナー」をオンライン開催し、過重労働解消のための業務改善のステップや具体的な業務効率化の検討事例等を分かりやすく説明します。

過重労働解消のためのセミナーと業務改善効率化セミナーは、経営者や人事労務担当者、管理職の皆さまをはじめ、どなたでも無料で参加できます。皆さまのご参加をお待ちしています。

■過重労働解消のためのセミナー

開催期間:2025年10月～2026年1月まで

開催時間:現地開催・オンライン開催とも 14:00～(約120～150分、休憩10分)

【セミナー詳細・お申し込みはこちら】

令和7年度 過重労働解消のためのセミナー

<https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「令和7年度就業環境整備・改善支援事業」事務局

運営会社:株式会社広済堂ネクスト

住所:東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスS館13F

TEL:050-8894-5990(受付/平日9:00～17:00)2026年1月末日まで電話受付可

【トピック2】11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消キャンペーン」を実施

「過労死等防止対策推進法」では、国民の皆さまに広く過労死等を防止することの重要性について関心と理解を深めていただくため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることであり、過労死等とその防止に対する理解を深め、「過労死ゼロ」の社会を実現するために過労死等の防止に取り組むことが望まれます。

なお、「過労死等」とは、以下に当てはまる場合をいいます。

- ・業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- ・業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ・死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

■「過労死等防止対策推進シンポジウム」を全国で開催

過労死等をなくすために、民間団体と連携して、11月を中心に47都道府県48会場(東京は2会場)でシンポジウムを開催します。

このシンポジウムでは、講師に登壇いただき、働きすぎや職場のハラスメント等によって心身の健康が損なわれることを防止するための対策等を紹介します。【事前申し込み制・参加無料】

また、インターネット会場も設置し、厚生労働省、過労死を考える家族の会、過労死弁護団からのメッセージ動画や、メンタルヘルスの専門家等による講演動画を配信します。

【シンポジウムの詳細、お申し込み、インターネット会場へのアクセスはこちら】

過労死等防止対策推進シンポジウム特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

【お問い合わせ】

株式会社プロセスユニーク(委託先)

TEL: 0570-026-027 ※受付時間 9:00~17:30(月~金)

■過重労働解消キャンペーン

「過労死等防止啓発月間」中は、「過重労働解消キャンペーン」として、過重労働相談受付集中週間などの取り組みを行います。

日・月曜日を除く11月1日(土)~7日(金)を過重労働相談受付集中週間とし、全国の都道府県労働局・労働基準監督署等の相談窓口で、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています。下記相談窓口でも労働相談を受け付けているので、労働条件でお悩み等がありましたらお問い合わせください。

【最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署(平日8:30~17:15)】

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>

【労働条件相談ほっとライン(厚生労働省委託事業)】

平日夜間、土日・祝日に、労働条件に関する相談を無料で受け付けています。

TEL: 0120-811-610(はい！ 労働)

相談対応時間: 月~金 17:00~22:00、土・日・祝日 9:00~21:00

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

【過重労働解消キャンペーンについてはこちら】

厚生労働省 過重労働解消キャンペーン

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

【過労死等を防止するための事業主・労働者の取り組み、相談窓口、過労死等について】

過労死等防止に関する特設サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/karoushizero/index.html

【トピック 3】

働き方改革推進支援助成金の交付申請期限が迫っています

生産性向上を通じて、労働時間短縮等の環境整備に取り組む中小事業主向けの助成金です。申請をお考えの方は、お早めに、企業の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部(室) またはお近くの働き方改革推進支援センターにお問い合わせください。

※助成金の交付申請期限は 11 月 28 日(金)都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)必着

【詳細はこちら】

厚生労働省 働き方改革推進支援助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html#h2_free3

【トピック4】11 月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

「労働保険」とは、「労働者災害補償保険(労災保険)」と「雇用保険」の総称で、常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を 1 人でも雇っている事業は原則、強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

厚生労働省では「未手続事業一掃」を、年間を通じた主要課題として位置付け、11 月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」として、全国で集中的な活動を展開します。

各種事業主団体、個別事業主への訪問指導等を強化し、事業主に制度の概要の説明や自主的

な手続きを促しています。なお、説明しても自主的に保険関係の成立手続きを取らない事業主に対しては、職権による成立手続きを実施しています。

また、労働保険制度の一層の理解、周知を目的とした広報活動を行うとともに、未手続き事業が多いと思われる業種への一掃対策を強化するなど、全国で集中的な活動を実施しています。

【労働保険の成立手続きの流れなど詳細はこちら】

労働保険特設ウェブサイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/tokusetusaito.html

【労働保険の手続き状況はこちら】

労働保険適用事業場検索

https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/daijin/hoken/980916_1a.htm

【労働保険事務組合制度について】

労働保険事務組合制度

中小事業主の皆さまには、労働保険の各種手続きや労働保険料の納付に関する事務処理を委託することができる「労働保険事務組合制度」もあります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken01/kumiai-seido.html

【トピック5】女性が安心して働ける建設現場づくりを支援します
人材確保等支援助成金 女性専用作業員施設設置経費助成のご案内

女性が安心して働くことのできる建設現場づくりの取り組みを支援するため、女性建設労働者のための施設を賃借する中小建設事業主に対して経費の一部を助成します。

・助成対象者：元方の中小建設事業主

・対象事業：建設工事現場にトイレ・更衣室・シャワー室・浴室のいずれかの施設を賃借により設置するもの

・支給額:施設の賃借料等の60%(一事業年度当たり90万円が上限)

詳細はリーフレットをご覧ください。お近くの都道府県労働局にお問い合わせください。

【人材確保等支援助成金 女性専用作業員施設設置経費助成 リーフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001541870.pdf>

【都道府県労働局お問い合わせ先】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001488368.pdf>

【トピック6】「令和7年度生涯現役地域づくり環境整備事業情報交換会」を 11 月 17 日に開催します

厚生労働省では、地域における高年齢者等の雇用・就業機会の確保施策の1つとして、「生涯現役地域づくり環境整備事業」を実施しています。

環境整備事業は、地方自治体を中心となって構成される協議会が、地域福祉や地方創生等の取り組みと連携し、地域における持続可能な高年齢者等の雇用・就業支援のモデルを構築するとともに、他地域へ展開・普及することを目的としています。

このたび、環境整備事業を実施中の協議会における取り組みの質を底上げするとともに、広く情報展開を図ることなどを目的に、情報交換会を11月17日(月)に開催します。

情報交換会では、有識者による基調講演をはじめ、先進的な取り組み事例の発表や高年齢者等の雇用・就業に関する重要なテーマについてディスカッションを行います。情報交換会はオンラインでの傍聴も可能ですので、環境整備事業にご関心のある地方自治体や団体の皆さまはぜひご参加ください。

また、地域の特色を生かした創意工夫のある取り組みを提案した協議会には、最大3年度間、国の事業として環境整備事業を委託します。地域の高年齢者等のニーズに合致した効果的な取り組みの構想をお持ちの場合は、管轄する地方自治体とご相談のうえ、厚生労働省または都道府県労働局にご連絡ください。

【申し込みはこちら】

令和7年度生涯現役地域づくり環境整備事業情報交換会申し込みフォーム

<https://forms.gle/MRB2uaSMS59hAia79>

【生涯現役地域づくり環境整備事業の概要はこちら】

厚生労働省 生涯現役地域づくり環境整備事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29812.html

【トピック7】「高年齢者活躍企業コンテスト」の応募を受け付け中

厚生労働省は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との共催で、令和8年度「高年齢者活躍企業コンテスト」を実施します。

このコンテストは、高年齢者雇用の重要性についての理解の促進と、高年齢者がいきいき働くことができるようにするための創意工夫やアイデアの普及を目的に、毎年実施しています。

現在、企業などが行った雇用管理や職場環境改善の創意工夫の事例を募集中です。優秀な事例は、来年の10月に都内で行う表彰式で表彰する予定です。

皆さまのご応募をお待ちしています。

【応募締め切り】

2026年2月27日(金)

【応募方法・問い合わせ先など詳細はこちら】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

<https://www.jeed.go.jp/elderly/activity/activity02.html>

【過去の受賞企業事例はこちら】

高年齢者活躍企業事例サイト

<https://www.elder.jeed.go.jp/contest/index.html>

【トピック8】11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

厚生労働省、中小企業庁および公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発に取り組んでいます。

「しわ寄せ」とは、大企業・委託事業者による長時間労働の削減などの取り組みが、取引先中小事業者に対して適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などを生じさせている場合をいいます。

大企業・委託事業者と取引先中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。

【詳細はこちら】

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

【トピック9】11月27日開催「テレワークセミナー」(広島会場・オンライン)参加者募集中 第7回テーマは「地方でのビジネス実践もテレワークは不可欠」

厚生労働省は、テレワークの活用によって、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、テレワークセミナーを随時開催しています。【事前申し込み制・参加無料】

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術(ICT)を活用して、時間や場所を有効に活用でき、さまざまな生活スタイルに応じた柔軟な働き方を可能にします。

育児・介護による離職防止、採用の強化はもちろん、DX促進、BCP対策、社員のエンゲージメント向上や障害者雇用などによる労働人口の確保などテレワークには多くのメリットがあります。

第7回のテーマは「地方でのビジネス実践もテレワークは不可欠」です。

第7回特別講演として、株式会社まちと学びのイノベーション研究所 代表取締役 CEO 岡野智博氏をお招きし、「真庭市 DX モデルが拓く、地域社会とビジネスの新たな未来」と題して話しいたします。

地方でのビジネスは、人材不足や市場規模の限界、交通・物流の制約、情報発信力の弱さなど多くの課題を抱えています。テレワークはこれらを打開し、地域外からの優秀な人材確保や広域市場へのアクセス、迅速な情報共有を可能にします。本セミナーでは、地方ビジネスの課題解決に向けたテレワーク活用の具体策と成功事例を紹介します。さらに労務管理の専門家を交え、労務管理の留意点を、分かりやすく解説します。

【セミナー内容】

- ・特別講演 株式会社まちと学びのイノベーション研究所 代表取締役 CEO 岡野智博氏
- ・テレワーク導入企業の好事例紹介(有限会社ジェム様)
- ・テレワーク導入事例&ICTにおける留意点
- ・テレワーク実施時の労務管理上の留意点(社労士による徹底解説)

・「個別相談会」(希望者)

※セミナー終了後に、労務管理、ICT その他企業が抱える個別具体的なお悩みについて、セミナー講師が直接アドバイスする「個別相談会」を実施します。ご希望の方は、セミナーお申し込み時に個別相談会希望とご指定ください。

テレワークを活用した地方でのビジネス実践に課題をお持ちの企業・団体の皆さま、テレワークの導入や定着に課題を抱えている事業経営者、人事・労務管理などのご担当者は、ぜひご参加ください。

・開催日時

日時:11月27日(木)13:00~16:00

※会場受け付け 12:30 オンライン接続開始 12:50

会場:広島国際会議場 小会議室「ラン」

<https://www.pcf.city.hiroshima.jp/icch/access.html>

【申し込み方法など詳細はこちら】

テレワーク総合ポータルサイト > セミナー・イベント > テレワークセミナーのご案内

<https://telework.mhlw.go.jp/kagayakutelework/seminar/2025/1127.html>

【トピック10】全国 47 都道府県に設置
「働き方改革推進支援センター」をご活用ください

全国 47 都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置しています。
このセンターでは、中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に、働き方改革に関するさまざまな課題について、個別相談、コンサルティング、セミナーを実施しています。【いずれも無料】
ぜひお気軽にご活用ください。

【支援テーマ例】

※あくまで一例です。詳細はお近くの働き方改革推進支援センターまでお問い合わせください。

- ・長時間労働の是正
- ・同一労働同一賃金の実現
- ・人手不足解消に向けた雇用管理改善
- ・就業規則・賃金規定の見直し
- ・助成金の活用方法
- ・多様な正社員制度の導入支援 など

【詳細・お申し込みはこちら】

働き方改革特設サイト(無料相談窓口)

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/>

※全国社会保険労務士会連合会が運営(厚生労働省委託)

【トピック11】11 月・12 月「仕事と育児・介護の両立支援に関するセミナー」のご案内
内 主催セミナーに加え、オンライン・各会場での共催セミナーを実施します

今年 10 月1日に「柔軟な働き方を実現するための措置等」「仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮」が施行されました。

4 月施行の法改正と併せて、専門家が分かりやすく解説します。

さらにセミナーでは、1社につき1名の両立支援プランナーが同席し、ご質問やアドバイスを行う伴走型セミナーも実施します。

該当地域の事業主、人事労務担当の皆さま、必見です！

ぜひこの機会にご参加ください。

【会場開催:伴走型セミナー】

■奈良働き方改革推進支援センター共催セミナー

第1部 育児・介護支援事務局

「共働き・共育て時代の職場づくりと法改正対応」

第2部 奈良働き方改革推進支援センター

「労働時間の見える化と適正管理術 ～適正な労働時間管理で企業も人も元気に～」

11月27日(木) 13:30～16:15

・申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10381/>

■徳島商工会議所 後援セミナー

第1部 共働き・共育て時代の職場づくりと法改正対応

第2部 介護離職防止に必要な取組と法改正対応

12月3日(水) 13:00～16:10

・申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10406/>

■高知キャリア形成リスクリング支援センター共催セミナー

第1部 高知キャリア形成リスクリング支援センター

「従業員の定着化と今の時代に合った指導方法」

第2部 育児・介護支援事務局

「共働き・共育て時代の職場づくりと法改正対応」

12月4日(木) 14:00～16:30

・申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10408/>

■香川キャリア形成リスクリング支援センター共催セミナー

第1部 香川キャリア形成リスクリング支援センター

「従業員の定着化と今の時代に合った指導方法」

第2部 育児・介護支援事務局

「共働き・共育て時代の職場づくりと法改正対応」

12月5日(金) 10:30～13:10

・申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10394/>

■岩手働き方改革推進支援センター共催セミナー

第1部 岩手働き方改革推進支援センター

「いわてで働きたい！子育てしやすい職場とは！」

～「いわて子育てにやさしい企業等」認証と「いわて子育てにやさしい職場づくり助成金」～

第2部 育児・介護支援事務局

「共働き・共育時代時代の職場づくりと法改正対応」

12月11日(木) 14:00～16:15

・申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10410/>

■名古屋市:仕事と育児・仕事と介護の両立支援セミナー（主催）

第1部 共働き・共育時代時代の職場づくりと法改正対応

第2部 介護離職防止に必要な取組と法改正対応

12月17日(水) 13:30～16:10

・申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10412/>

■姫路市:仕事と育児・仕事と介護の両立支援セミナー（主催）

第1部 共働き・共育時代時代の職場づくりと法改正対応

第2部 介護離職防止に必要な取組と法改正対応

12月18日(木) 13:00～15:40

・申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10415/>

■広島市:仕事と育児・仕事と介護の両立支援セミナー（主催）

第1部 共働き・共育時代時代の職場づくりと法改正対応

第2部 介護離職防止に必要な取組と法改正対応

12月19日(金) 12:00～14:40

・申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10418/>

【会場開催:集合型セミナー】

■福岡キャリア形成リスクリング支援センター共催セミナー

第1部 福岡キャリア形成リスクリング支援センター

「女性のキャリアを支える職場づくり～活躍・健康・リスクリングの視点から考える支援策～」

第2部 育児・介護支援事務局

「共働き・共育時代時代の職場づくりと法改正対応」

11月13日(木) 13:00～15:10

・申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10253/>

【オンラインセミナー】

■仕事と育児の両立支援セミナー

法改正を活かす「戦略的パパ育休」 ～中小企業が人材を逃さないために～

11月11日(火) 11:00～12:00

・申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10387/>

■仕事と育児・介護の両立支援セミナー

「育児・介護休業法改正対応セミナー」～人事・経営層が今すべきこと～

11月18日(火) 14:00～15:00

・申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10389/>

■東京働き方改革推進支援センター共催セミナー

第1部 育児・介護支援事務局

「共働き・共育時代職場づくりと法改正対応」

第2部 東京働き方改革推進支援センター

「従業員を大事にする、働き方改革の好事例」

11月19日(水) 14:00～15:40

・申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10270/>

【トピック12】改正育児・介護休業法 今年10月1日施行開始 企業の課題や疑問点などの解決のため、プランナーによる無料支援をご活用ください

専門プランナーが企業のお悩みにマンツーマンでサポートします。

法改正対応から職場環境の整備まで、実務に即した個別支援を行います。

制度の見直しや社内への周知方法、定着支援などお悩みを抱える企業のご担当者様、ぜひ無料支援にお申し込みください。

【中小企業育児・介護休業等推進支援事業】

育児支援について

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/ikuji/>

介護支援について

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/kaigo/>

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局(厚生労働省委託)

TEL:03-5542-1740

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

【トピック13】12 月は「職場のハラスメント撲滅」月間です
「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」を 12 月 10 日に開催します

厚生労働省では、12 月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。

その一環として、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。

今回は、令和 7 年6月に労働施策総合推進法等の一部改正法が公布され、カスタマーハラスメントの防止措置が義務化される(※)ことを踏まえ、改正法の行政説明等を行います。

(※)公布の日から起算して1年6か月以内に政令で定める日に施行予定

【開催日時】

12 月 10 日 13:30～15:15

【開催形式】

オンライン(事前申し込み制)

【開催内容】

- ①改正法の説明
- ②カスタマーハラスメント対策の取り組み事例
- ③カスタマーハラスメント対策に取り組んでいる企業によるパネルディスカッション

【詳細・お申し込みはこちら】

あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

【お問い合わせ】

株式会社クオラス(厚生労働省委託)

E-mail: noharassment_sympo@evt-reg.com

【トピック14】「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」を 12 月 10 日に開催
します ハラスメント対策に関心のある事業主、相談窓口担当者の皆さまへ
「職場におけるハラスメント対策研修」の聴講者募集中

2025 年 6 月に労働施策総合推進法等の一部改正法が公布され、カスタマーハラスメントや
求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止措置が事業主に新たに義務化されます(※)。
(※)公布の日から起算して1年6か月以内に政令で定める日に施行予定

従来から、防止措置が義務化されているパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・
出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメントと合わせ、職場における
ハラスメント対策の重要性がますます高まっています。

そこで、企業がこれらのハラスメントの予防・解決に向けた取り組みをより実効的に進められ
るよう、事業主や企業の相談窓口担当者を対象に、基本的な知識から対策まで実務的な内容
を解説するオンライン研修を開催します。【参加無料、要事前申し込み】

【開催日程・お申し込み】

職場におけるハラスメント対策研修(事業主向け、相談窓口担当者向け):12月11日(木)開催
(いずれもオンライン開催)

- ・第1部:職場におけるハラスメント対策(事業主向け) 13:30~14:30
- ・第2部:職場におけるハラスメント対策(相談窓口担当者向け) 14:45~15:45

【詳細・お申し込みはこちら】

厚生労働省委託事業 職場におけるハラスメント対策研修(事業主向け、相談窓口担当者向け)
<https://www.tokio-dr.jp/seminar/2025/2025harassment1.html>

カスタマーハラスメント対策・就活ハラスメント対策研修:2026年2月4日(水)開催

- ・第1部カスタマーハラスメント対策 13:30~14:30
- ・第2部就活ハラスメント対策 14:45~15:45

【詳細・お申し込みはこちら】

厚生労働省委託事業 カスタマーハラスメント対策・就活ハラスメント対策研修
<https://www.tokio-dr.jp/seminar/2025/2025harassment2.html>

【お問い合わせ】

職場におけるハラスメント対策研修事務局

東京海上ディーアール株式会社(事業受託元:株式会社クオラス)

TEL:03-5288-6583

E-mail:seminar.mhlw@tokio-dr.co.

【トピック15】ミドル・シニア層向けセミナー「いきいきキャリアプラン塾」の参加者
募集中

ミドル・シニア層の皆さまを対象に、セカンドキャリアに向けたキャリアプランづくりをサポートする「いきいきキャリアプラン塾」秋講座のご案内です。

本セミナーでは、参加者同士がディスカッションによる経験交流を図りながら、キャリアコンサルティングを受けることができます。【事前申し込み制・参加無料】

■セミナー内容(講座 4 回+キャリアコンサルティング 2 回):

第1回講座「キャリアの振り返り」

ライフラインチャートでこれまでの振り返る～ジョブ・カードを作成する～

第2回講座「リスクリングの方向性検討」

Will・Can・Must の明確化～中長期的なキャリアビジョンを描く～

<キャリアコンサルティング(1 回目)>

第3回講座「マネープランについて学ぶ」

キャリアとマネーは両輪～年金と保険の理解と実践的なマネープランの作成～

第4回講座「多様なキャリアデザイン」

多様なキャリアの選択肢を探る～中長期的なキャリアプランニング～

<キャリアコンサルティング(2回目)>

・対象者 : ミドル・シニア(45 歳以上)の方

・開催場所: 全国 47 都道府県で開催

・開催日時: 11月(開催場所によって異なります)

※開催場所によって申込締切日や応募状況が異なるため、場所によってはすでに募集を終了している場合があります。

なお、冬講座も開催予定ですので、そちらへのご参加もご検討ください。

【トピック16】「令和7年版 労働経済の分析」を公表しました
分析テーマは「労働力供給制約の下での持続的な経済成長に向けて」

厚生労働省は、9月30日に「令和7年版 労働経済の分析」(以下、「白書」)を公表しました。今回の白書では、「労働力供給制約の下での持続的な経済成長に向けて」をテーマとして分析を行いました。

第Ⅰ部では、2024年の雇用情勢や賃金、経済等の動きをまとめています。また、第Ⅱ部では、労働力供給制約の下での持続的な経済成長を実現するための対応について、労働生産性の向上に向けた課題、社会インフラを支える職業の人材確保、企業と労働者の関係性の変化や労働者の意識変化に対応した雇用管理といった観点から分析を行っています。

ぜひ、ご一読ください。

■白書の主なポイント

- ・持続可能な経済成長には労働生産性の向上が重要であり、医療・福祉業等をはじめとして、AI等のソフトウェア投資による業務の効率化が重要。
- ・社会インフラに関連する分野の人材確保には、賃金をはじめとしたスキルや経験に応じた処遇の改善が重要。
- ・企業と労働者の関係性の変化や労働者の意識変化を踏まえた柔軟な雇用管理が重要。

【白書に関する詳細はこちら】

「令和7年版 労働経済の分析」を公表します

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63870.html

【トピック17】「労使関係セミナー in 青森」の参加者募集中

中央労働委員会は、裁判例や労働法制に関する情報を広く発信し、労使紛争の未然防止や早

期解決を図ることなどを目的として、11 月7日(金)、青森県・青森市で「職場のハラスメント対策について～セクハラ、マタハラ等の防止への取り組み～」を開催予定です。

【会場受講の場合は事前申し込み制・参加無料】

【労使関係セミナー開催状況のご案内はこちら】

中央労働委員会

<https://www.mhlw.go.jp/churoi/roushi/index.html>

【再掲】-----

【トピック18】事業主の皆さまへ 労働基準法等の届出に関する「電子申請様式作成支援ツール」のご案内

令和 7 年 3 月 31 日以降、労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から、労働基準監督署への届出(就業規則届、36 協定届、1年単位の変形労働時間制に関する協定届)に関する電子申請が可能となりました。

今までの e-Gov からの電子申請と比較して、さらに便利になっていますので、ぜひご活用ください。

■「電子申請様式作成支援ツール」の主な機能

- ・内容の異なる協定等の一括届出機能
- ・本社一括届出のCSVファイル自動作成機能
- ・届け出先の労働基準監督署の自動選択機能
- ・次回届け出時のリマインド・複写機能

【対象手続きや各機能の詳細等に関するリーフレットはこちら】

労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から電子申請ができるようになりました

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000716053.pdf>

【電子申請様式作成支援ツールの利用はこちら】

厚生労働省 スタートアップ労働条件 電子申請様式作成支援ツールについて

https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support_1.html

【再掲】-----
【トピック19】「労働契約等解説セミナー」を開催中

多様な人材を活用したいとお考えの事業主・人事労務担当の皆さま、社内のルールは整備されていますか？

このセミナーでは、労働契約に関する基本情報をはじめとして、パートや契約社員の方々などが長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について解説します。

事業主・人事労務担当者や労働者の皆さまをはじめ、どなたでも参加できます。

また、今年度はセミナーの受講にかかわらず、個別相談会にお申し込みができます。

【事前申し込み制・参加無料】

■セミナー3種と個別相談会の概要

・オンラインセミナー(通常型)

労働契約に関する基本情報、無期転換ルール、副業・兼業の促進に関するガイドラインの3つのテーマについて解説するオンラインセミナー

【開催時間】13:00～15:10(休憩 10 分)

※詳細は、下記特設サイトをご参照ください。

※各回セミナーの内容は同じです。

・オンラインセミナー(テーマ分割型)

労働契約に関する基本情報、無期転換ルール、副業・兼業の促進に関するガイドラインのうち、一つのテーマについて解説するオンラインセミナー

【開催時間】12:00～12:45 または 13:00～13:45

※日程によって、開催時間が異なります。詳細は、下記特設サイトをご参照ください。

※各回セミナーの内容は同じです。

・講師派遣型セミナー

中小・小規模企業等が所属する業界団体や労働組合などの労働者団体からのご依頼により開催する会場形式のセミナー

※ご依頼者の希望により、オンライン形式やハイブリッド形式にも対応可能です。

・個別相談会

労働時間や労働契約等に関するご相談、無期転換ルールの導入や申し込み方法等に関するご相談に応じます。(オンライン形式)

【開催時間】13:00～14:15、14:00～15:15 または 15:20～16:35

※上記時間内で1組 15 分

※日程によって、開催時間が異なります。詳細は、下記特設サイトをご参照ください。

労働契約や関連する制度に関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

【詳細はこちら】

労働契約等解説セミナー

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー」運営事務局

株式会社読売エージェンシー(委託先)

TEL: 03-5226-9919(受付時間:平日 10 時～17 時)

【再掲】-----

【トピック20】「教育訓練休暇給付金」が創設されました

労働者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に給付金が支給されます

労働者が離職することなく、教育訓練に専念できるよう、教育訓練休暇給付金が創設されました。この給付金は自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、その休暇期間中の生活費を保障するため、失業給付(基本手当)に相当する給付として、賃金の一定割合を支給します。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に定められた休暇制度に基づき、連続した 30 日以上が無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

労働者が教育訓練休暇給付金を利用するためには、事業主の皆さまに就業規則等を整備していただくとともに、教育訓練休暇を開始した際にハローワークで手続きを行っていただく必要があります。制度についてご確認をお願いします。

【詳細はこちら】

教育訓練休暇給付金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/kyukakyufukin.html

【再掲】-----

【トピック21】12月13日開催 第4回ろうきょうオンラインセミナーの参加者募集中 テーマは「ミドル・シニアの働きがい向上・雇用の創出～労働者協同組合が活躍の舞台！」

「労働者協同組合」(略称:ろうきょう)は、労働者が出資し、その意見を反映して、自ら事業に従事する新しい法人制度です。高齢者支援、店舗運営、配送、子ども支援、広告物や映像制作・イベント企画など、さまざまな事業分野で労働者協同組合を活用した多様な働き方が広がっています。

また、副業・兼業や退職後の高齢期に生きがいを持って働く場としても活用されています。

厚生労働省では、今年度、労働者協同組合の活用をテーマに全5回のセミナーを開催予定です。第4回は、労働者協同組合を活用したミドル・シニアの働きがいの向上・雇用の創出をテーマに、労働者協同組合で活躍するミドル・シニア層とその働き方について取り上げます。

オンライン(Zoom)開催で全国どなたでも参加できます。【事前申し込み制・参加無料】

【開催日時】

12月13日(土)14:00～16:00

【開催内容】

①労働者協同組合の概要

・ 池田 陽平（厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課 労働者協同組合業務室長）

②基調講演

「ミドル・シニアの働きがい向上・雇用の創出～労働者協同組合が活躍の舞台」

・ 小島 明子氏（株式会社 日本総合研究所創発戦略センター スペシャリスト）

③事例紹介

・ 労働者協同組合チャイルドセンター彩葉(福井県鯖江市)

- ・ 助け合いケア労働者協同組合ヘルパント(兵庫県神戸市)

<コメンテーター>

- ・ 宮島 忠文氏（株式会社 社会人材コミュニケーションズ 代表取締役 CEO 社長）

④パネルディスカッション

【詳細・申し込みはこちら】

「知りたい！労働者協同組合法」第4回ろうきょうオンラインセミナー

https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineSeminar_202504

※申し込み締め切り：12月11日(木)